

金澤古蹟志卷二十

城南野田寺町筋

○野田寺町

本名泉野寺町也。此の町は野田山への道筋なるにより、野田寺町と呼べり。三州志來因概覽にも、野田寺町の名は私稱なりといへり。按ずるに、元祿九年の地子町肝煎裁許附に、泉寺町と泉野寺町との兩町名を載せたり。但し野田寺町の名も、享保十一年に筆記せし咄隨筆に、既に野田寺町と載せられたれば、享保以前より野田寺町と私稱せし事知られけり。明治四年戸籍編成の際、町名改正に付き野田寺町を本稱とす。

○泉野寺町來歴

三疊記に云ふ。元和二年の頃、瀧與右衛門と云ふ者、石川・河北兩郡裁許被仰付。夫に付諸代官等も其下司に隨ふ。犀川大橋より坂の上は、其頃島にて、所々に小松など有りけ

るを、泉野と呼べり。金澤町中にはさまりある諸宗の寺々をば、泉野へ集めらるべきとて、犀川河原町の裏、西方の寺町の寺々、其外方々に散在せるをも、皆泉野にて屋敷渡りて爰に引越し、下口惣構の内なる寺町の寺々は、淺野川山の際へ移されたりと云々。菅家見聞集元和二年の條に云ふ。今年金澤中町々立替る。町中に有之寺院共を泉野並に淺野川山際に被集、今枝内記下知を以て、瀧與右衛門是を奉行す。とあり。此の他の諸記録共にも皆元和二年の事とすれど、貞享二年の寺院由來書共には、元和元年に係けたり。泉野寺町淨安寺由來書に、故寺町に寺地拜領、四十年罷在處、御用地に相成、元和元年石川茂平取次を以、代地泉野にて拜領被仰付。又妙典寺由來書に、慶長十四年當地川原町に於て寺地拜領仕處、元和元年屋敷替被仰出、於泉野代地拜領被仰付。又本性寺由來書に、豎河原町に罷在候處、屋敷替被仰出、元和元年於泉野代地被下。又妙法寺由來書に、枯木町に寺地拜領仕處、其後度々轉地仕、元和元年於泉野拜領仕。とあり。右寺々の由來書、皆元和元年に移轉を命ぜられたるよし記載すれば、泉野へ諸寺院を集めら